

第 8 5 号議案

令和 6 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算を提出する。

令和 6 年 9 月 2 日

新宮町長 桐 島 光 昭

令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ465,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	594	595
	1 繰越金	1	594	595
5	諸収入	5	6	11
	3 雑入	1	6	7
歳 入 合 計		464, 742	600	465, 342

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円	千円	千円
		500	600	1,100
	1 償還金及び還付加算金	500	600	1,100
歳 出 合 計		464,742	600	465,342

[illegible]

2	歳入	
4	款 繰越金	594千円
1	項 繰越金	594千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 1	千円 594	千円 595
計	1	594	595

5	款 諸収入	6千円
3	項 雑入	6千円

1 雑入	1	6	7
計	1	6	7

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	千円 594	前年度繰越金 千円 594

1 雑入	6	雇用保険料被保険者負担金 6

3歳出

3款 諸支出金600千円

1項 償還金及び還付加算金600千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保険料還付金	千円 500	千円 600	千円 1,100	千円	千円	千円	千円 600
計	500	600	1,100	0	0	0	600

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	千円 600	還付金及び還付加算金千円 600